

平成三十年十一月十九日提出  
質問第六九号

子どもの権利保障の観点からの企業主導型保育事業に関する質問主意書

提出者 早稲田夕季

## 子どもの権利保障の観点からの企業主導型保育事業に関する質問主意書

先に提出した「企業主導型保育事業の実態把握に関する質問主意書」に対して答弁書を受け取ったが、保育は第一義的に親のためではなく、子どもの成長と発達を保障し、生命を守り育てるためであるという観点から、企業主導型保育事業の現状についてなお問題があるので、以下、質問する。

一 二〇一八年度の募集にあたっては、申請前に事業者から地方公共団体へ確認・相談を行うことを求めているが、地方公共団体に許認可や同意、承認といった権限が何も与えられていないのは不適切ではないか。地方公共団体独自の認可外保育施設の基準に適合していなくても、児童育成協会への助成申請を妨げることができないのではないか。

二 児童育成協会では、助成金の申請に対して、地方公共団体独自の認可外保育施設の基準に適合しているか審査しているのか。政府の承知しているところを明らかにされたい。

三 助成金が支出され、施設が完成し、保育事業が始まって以降にしか届出義務がないため、地方公共団体が独自基準違反として指導や是正勧告をするのはそれ以降となってしまうのでは、遅すぎるのではないか。助成金支出から施設の届出までの間、国及び地方公共団体は、子どもの健全な成長と発達、そして生

命を守り育むことを、どのように保障できるのか。

四 従業員五人未満の個人事業主は、子ども・子育て拠出金を負担していないことから、そのような零細事業所の被用者は、地域枠でしか子どもを預けることができない不公平なくみとなっているが、児童手当制度においてはそのような零細企業の被用者への児童手当が国と地方公共団体の負担で賄われていたことを踏まえると、企業主導型保育事業においても、そのような零細企業の被用者に対し、地域枠とは別に何かの措置を講じるべきではないか。

右質問する。